人事院公示第16号

人事院は、人事院規則８―18（採用試験）別表第３国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第１号ロ及び第２号、同表皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第１号ロ及び第２号、同表入国警備官採用試験の項第１号ロ及び第２号、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第１号ロ⑵、第２号ロ⑵、第３号ロ⑴及び⑵、第４号ロ⑴及び⑵並びに第７号ロ⑴及び⑵、同表外務省専門職員採用試験の項ロ⑴及び⑵、同表財務専門官採用試験の項ロ⑴及び⑵、同表国税専門官採用試験の項ロ⑵、同表税務職員採用試験の項ロ、同表食品衛生監視員採用試験の項ロ⑶、同表労働基準監督官採用試験の項ロ⑵、同表航空管制官採用試験の項ロ⑴及び⑵、同表気象大学校学生採用試験の項ロ、同表海上保安大学校学生採用試験の項ロ並びに同表海上保安学校学生採用試験の項ロの規定に基づき、平成23年人事院公示第18号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成26年５月29日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　前書き中「国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）の項ロ、同表国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））の項」を「国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第１号ロ及び第２号」に改め、「皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ⑴及び⑵」の次に「、同表皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第１号ロ及び第２号、同表入国警備官採用試験の項第１号ロ及び第２号」を、「国税専門官採用試験の項ロ⑵」の次に「、同表税務職員採用試験の項ロ」を加え、「、同表皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第１号ロ及び第２号、同表入国警備官採用試験の項第１号ロ及び第２号、同表税務職員採用試験の項ロ」を削り、「海上保安大学校学生採用試験の項ロ、同表海上保安学校学生採用試験の項ロ並びに同表気象大学校学生採用試験の項ロ」を「気象大学校学生採用識の項ロ、同表海上保安大学校学生採用試験の項ロ並びに同表海上保安学校学生採用試験の項ロ」に改める。

第５項中「規則別表第３国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）の項ロ」を「規則別表第３国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第１号ロ」に改め、同項第１号中「規則別表第３国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）の項イ」を「規則別表第３国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第１号イ」に改める。

第６項中「規則別表第３国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））の項」を「規則別表第３国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第２号」に、「同表国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）の項イ又はロ」を「同項第１号イ又はロ」に改める。

第23項から第27項までを削り、第22項を第27項とし、第21項を第26項とし、第20項を第25項とし、第19項を第23項とし、同項の次に次の１項を加える。

24　規則別表第３税務職員採用試験の項ロに規定する「人事院がイに掲げる者に準ずると認める者」は、第５項に掲げる者とする。この場合において、同項第１号及び第２号中「５年」とあるのは「６年」と、同号及び同項第３号から第６号までの規定中「２年を」とあるのは「３年を」とする。

第18項を第22項とし、第９項から第17項までを４項ずつ繰り下げ、第８項の次に次の４項を加える。

９　規則別表第３皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第１号ロに規定する「人事院がイに掲げる者に準ずると認める者」は、第５項に掲げる者とする。この場合において、同項第１号及び第２号中「５年」とあるのは「８年」と、同号及び同項第３号から第６号までの規定中「２年を」とあるのは「５年を」とする。

10　規則別表第３皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第２号に規定する「人事院が当該者に準ずると認める者」は、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して８年を経過した者（同項第１号イ又はロに該当する者を除く。）とする。

11　規則別表第３入国警備官採用試験の項第１号ロに規定する「人事院がイに掲げる者に準ずると認める者」は、第５項に掲げる者とする。この場合において、同項第１号及び第２号中「５年」とあるのは「８年」と、同号及び同項第３号から第６号までの規定中「２年を」とあるのは「５年を」とする。

12　規則別表第３入国警備官採用試験の項第２号に規定する「人事院が当該者に準ずると認める者」は、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して８年を経過した者（同項第１号イ又はロに該当する者を除く。）とする。

第31項を削り、第30項を第31項とし、第29項中「前項」を「第28項」に改め、同項を第30項とし、第28項の次に次の１項を加える。

29　規則別表第３気象大学校学生採用試験の項ロに規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、前項に掲げる者とする。この場合において、同項各号中「３年を」とあるのは、「２年を」とする。

２　この決定による改正は、平成26年５月30日から効力を発生する。

人事院公示第17号

人事院は、平成24年人事院公示第14号の廃止に関し、次のとおり決定した。

平成26年５月29日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　平成24年人事院公示第14号は、廃止する。

２　この決定は、平成26年５月30日から効力を発生する。

人事院公示第18号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、人事院規則10―14（人事院が行う研修等）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

平成26年５月29日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

２　委任する権限及び所掌事務

一　人事院規則10―14（人事院が行う研修等）（以下「規則」という。）第２条第１項第１号の規定に基づき、人事院が定めることとされている合同研修について定めること。

二　規則第２条第１項第３号の規定に基づき、人事院が必要と認める研修について定めること。

三　規則第５条の規定に基づき、人事院が定めることとされている研修及び人事院に対する報告について定めること。

四　規則第７条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

３　委任の効力の発生する日

平成26年５月30日

４　昭和56年人事院公示第５号は、廃止する。